

勤務に連動した拠出の会計処理を明確化するため IAS第19号（2011年）を修正

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focusは、IAS第19号「従業員給付（2011年）」における、勤務に関連した従業員又は第三者からの拠出に関して、最近行われた会計処理の修正を要約している。

要点

- IAS第19号（2011年）の修正は、勤務年数とは独立している従業員拠出を、当該拠出を勤務期間に帰属させることに代えて、サービスが提供された期間の勤務費用の減額として認識することを容認するものである。
- その他の従業員又は第三者からの拠出は、制度の拠出算定式又は定額法により勤務期間に帰属させることが要求されている。
- 本修正は、2014年7月1日から発効し、早期適用も認められる。

なぜ本修正を公表したのか？

確定給付制度は、従業員又は第三者に制度への拠出を要求することがある。IAS第19号（2011年）では、そのような拠出を、退職後給付の一部として取扱い、負の給付として勤務期間に帰属させることを要求している。2012年に、IFRS解釈指針委員会は、関係者から、IAS第19号（2011年）により要求されている予測単位積増方式を使用して当該拠出を勤務期間に帰属させることの、潜在的な複雑性に対する懸念に関し、明確化の要望を受け取った。

国際会計基準審議会（IASB）は、これらの懸念を認識し、2013年3月に、従業員又は第三者からの拠出に対して会計処理を単純化する実務上の便法を提案する公開草案ED/2013/4「確定給付制度：従業員拠出」（IAS第19号の修正案）を公表した。これらの修正が、今回最終化された。

本修正によりどのような変更があったのか？

今回容認された、従業員又は第三者からの拠出を勤務期間に帰属させる方法は、それらの拠出が従業員によって提供された勤務年数から独立しているかどうかによって異なる。

勤務年数から独立した拠出（すなわち、それを支払うべきこととなる期間と同じ期間に提供された従業員の勤務のみに連動しているようなものと考えられる）は、期日が到来したかのように、勤務費用の減額として認識することができる。これは、拠出が従業員の給与の固定率であったり、勤務期間を通じて拠出額が一定の場合、又は、従業員の年齢に応じた拠出である場合が該当する。

見解

企業は、これらの拠出を、予測単位積増方式を使用して勤務期間に帰属させる方法に代えて、それを支払うべきこととなる期間と同じ期間の勤務費用の減額として会計処理することを容認されるが要求されない。これは、全ての確定給付制度に整合的に適用しなければならない会計方針の選択である。

当年度の勤務のみに関連していない拠出は、当該拠出から生じる負の給付を、IAS第19号（2011年）70項に従って総額での給付に適用される帰属方法と整合的に、制度の拠出算定式を使用して又は定額法で勤務期間に帰属させなければならない。

見解

本修正には、どのような場合に従業員拠出が「勤務年数から独立した」とみられるかについての定義は無い。本修正ではその代わりに、そのようにみられるであろう拠出の例（従業員の給与の固定された割合、固定額又は従業員の年齢に応じた金額）と、そのようにみられないであろう拠出の例（給与の、勤務期間にわたり増加する割合）を示している。

いつ新しい要求事項が適用されるのか？

本修正は、2014年7月1日以後に開始される事業年度から遡及的に適用される。早期適用は認められる。

以上